

豊中市と委託契約している(株)石原産業の契約違反の
是正を求める要請書

私たちは、現在、豊中市が業務委託契約をしている(株)石原産業の企業体質改善に向け豊中市に連日要請していますが、私たちの要望に対し豊中市は問題の解決を図ろうとしません。特に、問題なのは働く者への日常的な人権侵害や関係法令違反、豊中市委託契約違反を常態化させている事にあります。

私たちは、上記問題を解決するため、下記内容の要請を豊中市にいたします。

記

(1) 豊中市と委託契約している(株)石原産業は、委託事業に従事する労働者に豊中市委託事業設計書とあまりにもかけ離れた条件で働かせ、多額の残業代の未払いが発生した原因とその解決のための行政指導を要請します。

(2) 09年11月18日(株)石原産業に解雇された労働者が大阪地方裁判所にて「解雇は無効」と勝利判決(仮処分決定)が下されました。
しかし、会社は何故か「判決」を遵守せず毎月25日の給料日(賃金)には賃金をわざと遅らせるという嫌がらせを都度しており、豊中市は①判決の遵守②遅配の理由③謝罪の行政指導を求めます。

(3) 豊中市に、09年8月28日(金)石原産業へ行った行政指導の再指導を下記理由で求めます。
① 8月28日(金)の石原産業が行政指導を受けた事案とは、産業廃棄物の不法投棄事件。結果的には、豊中市職員にその現場を発見され未遂に終わり、報告書を提出し「口頭注意」処分となる事案。
② この「口頭注意」になった判断基準は、石原産業社の豊中に提出した報告書で

あります。この報告書の記載内容には、「産業廃棄物不法投棄(未遂)」については、a. 今回が初めてであり、b. 責任は全て運転手 c. 今後、再発防止のため運転手に周知徹底の研修を行うと誓約し、本来であれば重大な処分が「口頭注意」となりました。しかし、この報告書の記載内容はウソで固めた虚偽報告であり実態は研修も含め何らしておらず、虚偽の報告書を提出し豊中市行政をだましていた事が分かりました。
③ そこで豊中市に再度事実関係の調査をしてもらい、石原産業社に自己反省と謝罪そして、本来あるべき行政処分の判断を再発防止の観点にたって求めます。

(4) 豊中市は、(株)石原産業のゴミ・廃棄物について業務委託契約書第2条(処理の方法)第3条(関係法令の遵守及び責任)の違反行為の解明と是正に向けた、豊中市行政・(株)石原産業・当事者である労働組合及び豊中市議会との解決に向けた協議の開催を求めます。

賛同人、賛同団体

一村 和幸(元豊中市会議員) 宮坂 満貴子(川西市会議員) 森 博行(弁護士) 位田 浩(弁護士) 武庫川ユニオン 北合同労働組合 連帯ユニオン

氏 名	住 所